

知るか
存す
ごで

●児童扶養手当 ●児童手当 ●父子・
母子家庭等福祉金 ●特別児童扶養手当

児童扶養手当

児童扶養手当とは、離婚・死亡・遺棄などの理由で父親と生計をともにしていない児童の、健全な成長と生活の安定、自立を促進するための手当です。
※受給資格があっても、請求しない限り支給されません。

■受給資格者

日本国内に住所があり、次の支給要件のいずれかに該当する児童（18歳（年度中）、または20歳未満で政令の定める程度の障がいのある方）を監護（保護者として生活の面倒を見ること）している母、または養育者。
※各種公的年金、遺族補償との併給はできません。

※受給資格者本人・同一住所地の扶養義務者（住民票を世帯分離している場合も含む）の所得が、所得制限以上になると支給できません。

（支給要件）

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父が死亡した児童で、遺族補償が受けられない児童
- 父が重度の障がいがあり、か

つ障害年金の加算対象となっていない児童

- 父の生死が明らかでない児童
- 父から1年以上遺棄されているか、父が1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻せずに生まれた児童
- 母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

■手当の支給

○支給額

〈支給対象児童1人の場合〉

- ・全部支給
↓月額4万1720円
- ・一部支給（所得により変動）
↓月額4万1710円

9850円

〈支給対象児童2人以上の場合〉

全部または一部支給それぞれの額に、第2子には5千円、第3子以降は1人につき3千円が加算されます。

○支給時期

認定請求月の翌月分から支給され、年3回（4月・8月・12月）に分けて支給されます。

■現況届の提出（毎年8月）

父子・母子家庭等福祉金

市では、事故・疾病などにより両親を失った、または父子・母子世帯となった家庭の義務教育修了前の児童を監護・養育する方に対し、児童1人につき月額1,500円の父子および母子家庭等福祉金を支給します。この手当も申請しなければ支給されませんのでご注意ください。

■受給資格者（義務教育修了前の児童で次のような方）

①両親またはその一方が死亡した児童②父母が婚姻を解消した児童③両親またはその一方が重度障がいの状態にある児童④両親またはその一方の生死が明らかでない児童⑤その他前各号に準ずる状態にあり、現に両親またはその一方から監護を受けることができない児童で市長が認める者

■申請手続き

申請書とともに、手当の振込先となる請求者名義の金融機関口座のわかるもの（ゆうちょ銀行は除く）を持参ください。

その年の8月分から翌年7月分までの手当を受ける資格を確認するため、「現況届」の提出が必要となります。

8月中に提出がない場合には8月以降の手当が停止され、2年以上提出がない場合には受給資格を失うこととなります。

■長期受給の支給制限

受給開始後5年経過し

た場合、または支給要件に該当してから7年経過したときは、手当の支給額が2分の1に減額されます。ただし就労または就職活動している場合、疾病などにより就労が困難な状況にある場合などは、支給停止除外の申請が可能です。

対象者には、別途通知が届きますので、期限までに必要書類を提出してください。提出が遅れた場合には、遅れた月分の手当が減額になることがあります。

児童手当の

手続きをお忘れなく！

児童手当は、12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童（小学校修了前の児童）を養育している方で、一定の所得を超えない場合に支給されます。

出生などにより新たに受給資格が生じたときは、認定請求手続きを忘れないように済ませてください。

※公務員の方は、勤務先での手続きとなります。

- 支給月額
・3歳未満は一律1万円です。
- ・3歳以上が第1子5千円、第2子5千円、第3子以降1万円です。

●支給開始

- ・出生日から15日以内に手続きした場合：出生月の翌月分から支給
- ・右記以外の場合：認定請求書の提出月の翌月分から支給

●認定請求方法

次の必要書類を持参して、児童福祉課窓口で認定請求手続きしてください。

▼印かん

- ▼手当の振込先となる請求者名義の金融機関口座のわかるもの（ゆうちょ銀行は除く）
- ▼健康保険被保険者証の写し（請求者が厚生年金などの加入者の場合）

▼児童手当用所得証明書（最近転入された方の場合、申請時期により必要になる場合があります）

※添付書類は後日提出いただいてもかまいません。まずは、手続きが遅れることのないよう窓口へお越しください。